係 宮本平 山口広
調査記録部 部長 此村杉雄 部員 小栗実 栗原孝治
政治部 部長 笠岡正実 部員 税所久吉 寺崎文八 船越清一

三、昭和八年度運動方針審議確定ニ関スル件
昭和八年度運動方針書は大会に於て審議す可きものなるも時間及び論議の都合上執行委員会にて審議する次第である 承認

第二回執行委員会

議長 八谷幸太郎
書記 此村杉雄

▲日時 昭和七年十二月二日 午後五時
▲場所 飯塚市芳雄駅通り 日本石炭坑夫組合本部階上ニテ
▲出席者 八谷幸太郎 宮崎太郎 笠岡正実 此村杉雄 佐野由雄 本口伊三郎 山本戸初太郎 松口運太 森本勇 小栗実 村本福利 浅井勝寿 今住栄 吉口繁太

◎ 地方情勢報告
粕屋地方〃今住栄 早筑地方〃長尾代理此村杉雄 口川地方〃森本勇 赤穂地方〃笠岡正実 鞍手地方〃稲口運太

一般及九州联合会第二回執行委員会報告 宮崎太郎

全国大会報告 八谷幸太郎
大会に於ては総同盟の綱領主張宣言は本年度大会…

が結局満場一致可決となり大会議案は議事委員会の審査により三十二議案中二十五議案が採用され本組合の提出議案三案中二案は採用となり官吏への資本家団体参加反対に関する件（宮崎主事説明）満場一致可決と成り実行方法は中央委員会へ一任となる。健康保険組合並に鉱山法中労働行政に関する監督権移官に関する件は甲乙議論の賛同異の結果地方長官に監督及を移官するは却って弊害が伴い根本的革正を獲得するが如きは極めて至難である依って鉱山法の拡大と徹底化健康保険組合の徹底を期し特に九州の特種事情を考慮し中央委員会に対し一任となる（議綱は機関紙労働十二月号参照）左末の総同盟綱領は大正十三年に変更されたもので当時左翼が総同盟内部に潜入し評議会分裂前未だ無産政党の樹立を見ざる以前の制度で彼の綱領は無産政党のなす可き綱領であって又労働組合法案反対の貴族院での言掛りは右翼総同盟ごさへ彼称な左翼の戦斗的綱領を掲げてるでわないかと云って握り潰となってゐる。改正したからとて資本家に追従するものではない。綱領の為めには地方的に組織が阻害されてゐる綱領改正の為め組織が促進されさへすれば良い。特に結党の炭に於ておやである。組織さへ確立して居れば決して資本家に悔らる、必要はない。綱領の変更により主張も変更した（機関紙号外参照）

一▲議事

会計制度整備に関する件
説明 宮崎主事補足笠岡会計 可決
八谷幸太郎中央委員中央相互金庫設置
組合の建全なる発展は組合費の徴集如何にあることは勿論で有る全国大